伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、伊丹市人権・同和教育研究協議会（以下「協議会」という。）が人権・同和教育研究を行う市民団体として、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づいて市と連携し、多様な人権課題について啓発事業を行うために必要な経費の一部を助成する事につき必要な事項を定める事を目的とする。

（補助対象等）

第２条　補助対象団体は、第１条に規定する協議会とする。

２　この要綱による補助金の交付対象経費は、伊丹市人権・同和教育協議会会則第 3 条各号事業に要する必要経費とする。

３　その他補助金の交付対象経費として疑義のある場合は、市長と協議会の代表者とが協議の上決定するものとする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、補助対象経費のうち、毎年度予算の範囲内かつ 1,100,000 円を超えない額で市長が定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　協議会は、補助金の交付にかかる申請をしようとするときは、伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金交付申請書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添え、市長に対し提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条に基づく補助金の申請を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金交付決定通知書（様式第２号）により協議会に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第６条　協議会は、補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金交付請求書（様式第３号）に市長が必要と認める書類を添え、市長に対し提出しなければならない。

（補助金の交付）

第７条　市長は、請求書を受理した日から３０日以内に、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第８条　市長は、協議会が次のいずれかに該当すると認めたときは、この要綱に基づく補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（１）補助金を補助対象以外の目的に使用したとき。

（２）虚偽又は不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
（３）その他この要綱に規定に違反したとき。
（実績報告）
第９条　協議会は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して３０日以内に、伊丹市人権・同和教育研究協議会実績報告書（様式第４号）により、市長に実績を報告しなければならない。
（細則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
　付則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。